

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年11月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900171 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1900024 号

第 1 結論

昭和 52 年 * 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 * 月から昭和 56 年 3 月まで

私は、20 歳当時は大学生であり、昭和 56 年 3 月に大学を卒業するまで、A 市 (現在は、B 市 C 区) の実家を離れて大学のある D 市に住んでいた。

国民年金については、私が 20 歳になった昭和 52 年 * 月頃に、母親が A 市役所の国民年金課窓口で加入手続を行い、保険料についても、請求期間当時、A 市で集金人をしていた母親が、自身の保険料と一緒に私の保険料も納めてくれていたと思う。

請求期間について、私は、日本年金機構に対し、今まで 2 回、年金記録照会をしたが、その結果は、いずれも「加入記録は見当たらない」とのことであった。加入記録が見つからない原因として、私は過去に、氏名の漢字を変更したからではないかと考えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 52 年 * 月頃に、母親が A 市役所で加入手続を行い、保険料についても、請求期間当時、A 市で集金人をしていた母親が、自身の保険料と一緒に私の保険料も納めてくれていたと思うと陳述しているところ、母親は、昭和 43 年 4 月に国民年金に任意加入被保険者として加入しており、国民年金加入期間において保険料が全て納付されているなど、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和 62 年 12 月頃に A 市において行われたものと推認されることから、請求者は、請求期間当時は大学生であった旨陳述しているため、請求期間において国民年金の任意加入対象者に該当しており、

任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続時期（昭和 62 年 12 月頃）において、請求期間の被保険者資格を遡って取得することはできなかったものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時、国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時、A市で集金人をしていた母親が、自身の保険料と一緒に私の保険料も納めてくれていたと思うと陳述しているところ、戸籍の附票によると、請求期間のうち、昭和 53 年 4 月 7 日から昭和 56 年 2 月 18 日までD市に住所地を定めていたことが確認でき、D市及びB市は、請求者に係る請求期間当時の国民年金被保険者記録は確認できない旨回答していることから、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付したとする事情を見いだすことはできない。

さらに、請求者は、過去に氏名の漢字を変更したため、加入記録が見つからないのではないかと疑念を抱いており、戸籍によれば、平成*年*月*日に変更していることが確認できる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 62 年 12 月頃にA市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900156 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900025 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 32 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金については、大学卒業後、実家のある A 市に戻った昭和 54 年 4 月頃に、父親が加入手続を行い、保険料についても、私が結婚するまで、父親が納付してくれていた。父親は既に亡くなっているため、どのように保険料を納付してくれていたのか詳しいことは分からないが、今回、請求期間に係る資料が実家で見付かったので、調査した上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 3 か月と短期間である上、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 6 月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年 4 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、父親は、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、請求者から提出された A 市発行の請求期間に係る納付書及び領収済通知書（以下「納付書等」という。）を見ると、領収日付印欄に、保険料を領収した金融機関の印が押されていない上、納付書については、金融機関が保管し、領収済通知書については、市が保管する旨の記載が確認でき、被保険者が保険料を納付した場合、これらは被保険者の手元には残らない書類であることを踏まえると、父親が、当該納付書等を使用して、請求期間に係る保険料を納付したと推認することはできない。

また、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ってくれたとする父親は既に亡くなっており、当時の保険料納付状況の詳細は不明であるほか、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者カードにおいても、

オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらないことから、父親が請求期間に係る保険料を納付したとする事情を見いだせない。

このほか、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900155 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900026 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 40 年 3 月までの請求期間及び昭和 50 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：大正 12 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 36 年 4 月から昭和 40 年 3 月まで

② 昭和 50 年 3 月

私は、A 市 B 町で国民年金に加入し、保険料を納付していた。加入手続時期や保険料納付の詳細までは覚えていないが、保険料を未納にした期間はないと思うので、私の請求期間①及び②の保険料が未納とされているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②を除く国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、請求者の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、A 市において、昭和 44 年 3 月に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 35 年 10 月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者は、昭和 48 年 11 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、昭和 50 年 8 月に行われた事務処理により、昭和 50 年 2 月 1 日（後に昭和 50 年 3 月 1 日に訂正）に国民年金の被保険者資格を再取得し、昭和 52 年 12 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで国民年金の被保険者であった。

さらに、国民年金被保険者台帳及び請求者から提出された納付書・領収書によると、請求期間①直後の昭和 40 年 4 月から昭和 43 年 3 月までの保険料は、昭和 44 年 6 月に過年度保険料として納付されており、請求者は、上述の手帳記号番号が払い出された当時、未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、上述のとおり、保険料を未納にした期間はないと思う旨陳述するのみで、請求期間①及び②の国民年金の加入手続及び保険料納付の詳細までは覚えていないとしていることから、請求者に係る請求期間①及び②の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、上述の請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 3 月を基準とすると、昭和 41 年 12 月以前の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、納付することができなかつたとみられるところ、国民年金被保険者台帳によると、昭和 40 年度及び昭和 41 年度の各月欄には「誓約書による中断 44. 6. 2」と記載され、時効の中断による保険料の納付が確認できる。しかし、昭和 38 年度及び昭和 39 年度欄には「本月以前届出前消滅」と記載され、時効が完成していることから、請求者は、請求期間①の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、請求者は、上述の加入手続後において、請求期間①の保険料については、期間限定で実施された 3 回の特例納付制度（実施期間は、第 1 回が昭和 45 年 7 月から昭和 47 年 6 月まで、第 2 回が昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで、第 3 回が昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）を利用して納付することが可能であったものの、上述のとおり、請求期間①の保険料納付状況の詳細は不明であるほか、請求者の国民年金被保険者台帳に特例納付を行った形跡は見当たらず、A 市の請求者に係る国民年金納付記録においても、請求期間①の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間②の保険料については、昭和 50 年 2 月 1 日に国民年金の被保険者資格を再取得以後、過年度納付又は第 3 回特例納付制度を利用して納付することが可能であったものの、上述のとおり、請求期間②の保険料納付状況の詳細は不明であるほか、請求者の国民年金被保険者台帳に過年度納付又は特例納付を行った形跡は見当たらず、A 市の請求者に係る国民年金納付記録及び請求者から提出された国民年金手帳においても、請求期間②の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方及び請求者の厚生年金保険の被保険者資格に係る別姓の氏名等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 44 年 3 月に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。